

笠置町監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年7月28日

笠置町監査委員 仲北 悦雄
同 西岡 良祐

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和2年6月26日（金） 午前8時58分から午前11時3分
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象	令和2年3月収支（介護保険特別会計）
収受資料等	①出納簿（介護保険特別会計令和2年3月分） ②令和2年3月分 出納状況（平成31年度）

2. 監査内容

令和元年度（平成31年度）決算監査を実施する前段として、令和2年3月における介護保険特別会計の会計検査を実施することとした。出納状況、業務の流れを理解するために、関連書類の提示を求め、関係職員の説明及び確認した。

なお、検査に際しては、事前に配付された出納簿により介護保険特別会計

における主要なものについて選定・実施したものである。

3. 監査結果

今回実施した検査において、各収支に係る関係書類や収受した資料、関係職員からの説明などにより、会計検査としてはおおむね適正なものであったと認める。

なお、検査事項等について、以下のとおり項目別に記す。

【令和元年度（平成 31 年度）介護保険料収納】

令和元年度（平成 31 年度）介護保険料として令和 2 年 3 月中に納められたものが数件あるが、会計処理上、令和 2 年 3 月 3 日付で収納された 1 件に焦点を当て、収納状況等を検査した。

介護保険料は毎年 6 月に本算定として年額保険料を決定し、年間 10 回に分けて徴収することとしているが、普通徴収として令和 2 年 3 月 3 日付で収納されたものの調定内訳等個別の詳細説明を受け、また日計表などの関係書類を確認している。

【おたっしゃくらぶに係る支出】

一般介護予防事業として実施しているおたっしゃくらぶ事業は、運動機能維持・向上を目的とした体操教室として包括支援センターで開催されている。

当事業の開催に当たってはアルバイト賃金及び委託料の支出が伴っている。アルバイト賃金として支出する単価は介護士の補助員として笠置町では 1,040 円と定められており、勤務表の提出により勤務時間数を把握し、それらに基づき支出されている。このアルバイト職員による体操教室はミニデイと呼ばれている。

委託料に関しては、教室を開催する NPO 法人に対する支出で、月 2～3 回の実施をしている。開催される体操教室はこの委託実施とミニデイと呼ばれるアルバイト職員による 2 種類があるとのことである。

介護士の補助員を採用する際には、介護予防サポーター養成講座を受講されている方などといった採用条件があったものかどうかこの検査当日に確認はできなかったものであるが、何らかの資格条件を付した上で、一般事務単価 920 円

とは異なる 1,040 円の時給単価とするといった基準が必要ではないかと意見している。これらのことについては決算監査時にでも回答いただくこととしている。

【紙おむつ購入補助】

地域支援事業の任意事業である家族介護支援事業として、笠置町在宅高齢者紙おむつ購入補助金事業実施要綱に基づき事業を行っており、1 月当たりの支給上限額を 2,500 円と定め、申請月の翌月に支給処理を行っている。申請窓口は保健福祉課及び包括支援センターとしており、現在の町内での対象者が 7~8 名であるのに対し、毎月平均 2~3 名の申請実績があるとのこと。なお、申請には紙おむつ購入に係る領収書と共に申請用紙を提出され、月単位でまとめて処理されている。

【保険者機能強化推進交付金】

平成 30 年度に新設された当該交付金は、国が示す保険者の努力目標に応じて分配されるもので、申請、内示、実績報告を通して交付され、令和 2 年 3 月 16 日付で 22 万 6,000 円が町に入金されている。笠置町としては前述のおたっしゃくらぶ事業に充てられている。

【介護保険料の還付】

令和 2 年 3 月 19 日付で介護保険料の還付処理を数件実施されており、その中の 1 件について説明を受けた。

介護保険料の被保険者が転出や死亡された場合、納めすぎている保険料については還付することとなる。説明を受けたケースでは亡くなられたことによる介護保険料の還付が発生しており、この場合は亡くなられた日の属する月の前月までが被保険者として介護保険料を納める対象期間となっており、納められた保険料と対象期間までの介護保険料との差額を還付している。亡くなられた場合については、親族の方が役場に手続きをされる際には介護保険の所管課である保健福祉課にも連絡があり、還付先の口座情報等を所定の様式によって提出してもらい、その後親族に対し還付手続きを行っている。

また、住民基本台帳システムと介護保険システムが連動しており、介護保険の資格喪失情報が確認できるため、その時の還付手続きが漏れていたとしても、別

途、親族の方に連絡を取り、還付手続きに当たっていることから、還付処理については今まで漏れ落ちがなかったとしている。

なお、年金から介護保険料を特別徴収されている方については、未支給年金の処理の確認等で還付までに数か月を要する場合もあるとのことである。

【主治医意見書作成料】

介護認定に必要な資料として主治医意見書があり、介護認定に際しては現在、精華町、和束町、南山城村及び笠置町は京都府の認定審査会に付している。審査会の月当たりの回数は4回程度あり、主治医意見書の作成の後、システムによる1次判定がなされ、それを審査・認定が必要な場合に限り審査会に提出し介護認定しているとのこと。

なお、参考までに現在の笠置町における介護認定度別割合について後日の提出を求めている。

【財政調整交付金】

各自治体によって財政力が異なっており、それを調整するために国庫から交付される当該交付金は、介護給付費の5%を目安に交付されることとなっており、人口別等の割合に応じて算出され、結果、笠置町では基準を大きく上回る介護給付費の8.53%の交付を受け、令和2年3月30日付で1,472万円交付されている。この介護給付費の対象期間とされるのは、今年度ではサービス提供月として平成30年12月から令和元年11月分までの支出となっている。

【高額介護サービス費】

高額介護サービスを受けるに際し、新規の場合であれば町から申請書を送付し、継続の場合は当初提出された申請書を元に支給を行っている。高額介護サービスの計算に用いられる上限額については、その所得状況や住民税課税・非課税などの区分に応じ決められており、月ごとに算定される。

計算に際しては京都府国民健康保険団体連合会を通じてデータが届き、それをシステムに取り込み支給されるものである。

【平成30年度介護給付費負担金返還金】

平成30年度分として確定した介護給付費に対する国庫負担金決定額が4,181万2,692円であったのに対し、最終精算額が3,947万6,807円となり、差額であ

る 233 万 5,885 円を還付したものである。

以上